富山県広域消防防災センター(四季防災館)指定管理者募集要項

令和6年7月

富山県危機管理局消防課

富山県広域消防防災センター(四季防災館)指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県広域消防防災センター(四季防災館) (以下「四季防災館」という。)

(2) 所在地

富山市惣在寺(別紙「配置図」参照)

(3) 設置目的 · 管理運営方針等

四季防災館は、自主防災組織、防災関係者の研修、県民の防災に関する知識の普及 及び防災意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会の形成に資することを目的 に、平成24年4月に開設された施設です。

(4) 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
- ② 敷地面積 437.87 m²
- ③ 建物面積 延床面積 1,001.40 m²
- ④ 施設内容 各体験コーナー(地震体験、高齢者等助け合い体験、119番通報体験、 初期消火体験、煙体験、雪崩体験、流水体験、風雨災害体験、 応急救護体験)

富山県の消防の歴史コーナー

シンボル映像コーナー

富山の四季と地形コーナー、富山防災シアター

寄り回り波コーナー、水害と治水の歴史コーナー

富山と雪 一過去・現在・未来ー コーナー

強風災害コーナー

山地災害と山岳救助コーナー など

(5) 設備・備品の内容

- ① 設備 別紙「パンフレット」に明記
- ② 備品 別紙「備品一覧表」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数(人)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	14, 208	22, 140	24, 507

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

四季防災館の効果的かつ効率的な管理を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の 指定の手続等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づいて、指定管理候補者の 選定のための公募を行う。

2 条件等

- (1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)
 - 申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。
 - ① 法人等の団体であること(法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。)
 - ② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、 その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次のア〜オ のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若し くは再生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令第167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - オ 地方自治法第244 条の2第11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、 その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
 - ④ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
 - ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該 当しないこと。
 - ⑥ 県内に主たる事務所(本社・本店)を置き、又は置こうとする者であること。 ※この場合には、富山県議会への当該施設の指定管理者の指定に係る議案提出までに、 法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。 (提出期限 令和6年11月上旬(別途、県が指定する日))
 - ・ 上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、 その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合 があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①~⑤については、共同体の全ての構成員 が満たす必要があります。⑥事務所所在地の要件については、共同体を代表する法人等 が要件を満たす必要があります。
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容(詳細は別添仕様書参照)
 - ① 四季防災館の施設及び設備の維持管理
 - ② 受付・案内・展示解説
 - ③ 特別展の事業企画・実施
 - ④ 研修会等の事業企画・実施
 - ⑤ 防災に関する資料収集・保存
 - ⑥ 施設PR活動
 - ⑦ ホームページの管理・更新
 - ⑧ 備蓄倉庫の見学受付・案内
 - ⑨ その他別添「業務仕様書」に記載する業務
 - ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

(第三者への再委託)

・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、展示装置等保 守点検業務については、指定管理者から第三者へ再委託することは妨げません。 ただし、その場合には、あらかじめ書面により県の承認を得ることが必要となり ます。

また、消防学校と共通する施設設備の維持管理業務(具体的には、「定期清掃」、「施設警備」、「非常放送設備」、「火災通報設備」、「屋内消火栓設備」、「エレベーター設備」、「自動ドア設備」など)については、別途、県の指示に従ってください。(別紙「施設設備の維持管理業務に係る責任分担」参照)

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。 説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

- ① 休館日
 - ・ 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たる場合は除きます。)
 - ・ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日)
 - 12月29日から翌年の1月3日までの日(前項に掲げる日を除きます。)
- ② 開館時間 午前9時から午後5時まで

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記 (3) ①、②で定める管理の基準を上回る基準(開館時間の延長等)で公の 施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、 提出いただく資料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理すること を前提に作成してください。
- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、 個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、 行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して 知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

1年間(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	R7年度の額	
指定管理料の上限額		46,913千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定 管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定め ます。
- ・上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。(修 繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照)

(参考) 過去3年間の管理経費

年 度	R3 年度	R3 年度 R4 年度	
管理経費	42,556 千円	44,320 千円	44,537 千円
/献:人件費	(24,723 千円)	(25,757 千円)	(25,842 千円)
その他	6,601 千円	7,471 千円	7,471 千円
	11,232 千円	し 11,092 千円ノ	し 11,224 千円ノ

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に 支払います。

	4月	10 月	1月	4~5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

・ 指定管理料は精算する必要ありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施 設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、 県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で 取り決めます。

(修繕について)

・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	R7年度
上限額	206千円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって 支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数(1件100万円未満)

年 度	R3年度	R4年度	R5年度
件 数	4件	9件	13件
支出額	49, 048円	199, 906円	199, 956円
主な	流水体験コーナー操	空調設備の修理等	パソコンの修理等
修繕内容	作パネル電源修理等		

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品 をいう。)については、必要性等を勘案し、原則として県において購入します。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度県に報告するものとします。

(6) 企画事業の実施

・ 指定管理者は、県の発注する業務として、次の企画事業を実施して下さい。また、 四季防災館の利用促進を図るため、この企画事業のいずれかで、消防学校と連携して、集客力のあるイベントを実施してください。なお、実施にあたっては、事業計画書を事前に県へ提出し、県の承認を得なければなりません。

企画事業の内容等	実施回数等	
自衛消防隊研修	年一回程度	
女性防火クラブ研修	年一回程度	
女性・子供の防災教育	年三回程度	
高齢者の防災教育	ıı	
県民防災検定事業	随時 (ホームページを活用)	
県民防災講座(情報伝達訓練を含む)	年二回程度 (ex. 春と秋)	
ふるさと災害講座		
県内の災害の教訓を学ぶツアー	年一回程度 (ex. 夏休み親子ツアー)	
救急救命講習	随時 (四季防災館の既存展示物で対応)	
特別展	年三回程度(小学校等の夏休み、冬休み等の 長期休暇期間を中心に開催) (ex. ちびっこフェスティバル、企画展「地震 と液状化現象」など)	

(7) 自主事業の実施

○ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出(申請)し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ・ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することは出来ないこと
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- ・ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること (その 他の部分については指定管理者の収入としてよい)
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より 行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費 を県に納付してください。

(8) 指定管理者と県とのリスク(役割)分担

・ リスク(役割)分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		0
施設の通常の維持管理・運営	0	\triangle
施設内の設備・備品の維持管理	0	
施設の小規模な修繕(1件100万円未満)	0	
施設の大規模な修繕(1件100万円以上)(※1)		0
備品の購入		0
施設に係る各種保険への加入(※2)	Δ	Δ
物価変動に伴う経費の増加(※3)	0	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等(※4)	Δ	Δ
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	0	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償(※5)		0
災害時の対応 (連絡体制確保、応急措置、報告等)		0
		(指示等)

- (※1)1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど(災害時の復旧等)については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。
- (※2)施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

- (※3)施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。
- (9) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について
 - ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利 を含む。)は県に帰属することとします。
 - ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(10) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

- ① 報告書の記載内容及び添付書類
 - ア 施設の利用状況
 - イ 施設設備等の管理状況(必要に応じて写真を貼付)
 - ウ イベントの実施状況 (写真を貼付)
 - エ 利用者等からの苦情及びその対応状況
 - オ 施設の安全管理のために実施した取り組み
 - カ 定期報告書の添付資料として必要な資料
- ② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

富山県危機管理局消防課へ1部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに 努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(11) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提 出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

ア 施設の管理業務の実施状況(必要に応じ直近の写真を添付)

- ・施設管理業務(再委託の実施状況、修繕実施状況、燃料等の使用実績等)
- ・企画事業(仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務の実施状況)
- ・自主事業(指定管理者が実施した自主事業の実施状況)
- ・安全対策の実施状況(施設の安全管理上、特に実施した取組み等)
- ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
- ・その他、管理の業務の実施状況(利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等)
- イ 施設の利用状況
 - •利用人数(月別利用状況)
- ウ 施設の管理業務に係る収支状況
- エ 県民サービスの向上の実施状況
- オ 事業評価の実施状況(「(12)事業評価」参照)
- カ 当該年度の施設管理の総括
- キ 事業報告書の添付資料として必要な資料 (再委託契約書の写し、職員配置図)
- ② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

富山県危機管理局消防課へ1部提出

(12) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(13) 県からの派遣職員について

・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(14) 県による調査・指示等

・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- ① 利用者数・収入の増減に対する評価
- ② サービス向上に向けた取組み
- ③ 利用促進(収入増)に向けた取組み
- ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
- ⑤ 個人情報保護の取組み
- ⑥ 関係団体との連携
- ⑦ 施設・設備の維持管理
- ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み
- ⑨ その他必要と認められる事項 等

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認め るときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査 する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

・ 上記 (14) の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に 改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適 当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指 定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ず ることができます。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月5日(月) (午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日は除きます。)

② 配布場所

富山県危機管理局消防課消防係

 $\mp 930 - 8501$

富山市新総曲輪1-7

電話: 076-444-3188 FAX: 076-444-0657

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ア 指定申請書(様式第1号)
- イ 管理の業務に関する書類
 - (ア) 事業計画書(様式第2号)
 - (4) 収支計画書(様式第3号)
- ウ 申請書に関する書類
 - (ア) 法人等の概要(様式第4号)
 - (イ) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
 - (ウ) 法人の登記事項証明書
 - (エ) 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)
 - (オ) 上記(エ)の書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
 - (カ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - (*) 法人にあっては当該法人の、法人格のない団体等にあっては当該団体等の代表者の納税証明書(富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)
 - (ク) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(役員名簿、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規程類(就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等))
 - (ケ) 応募資格がある旨の誓約書(様式第5号の1)
- エ 共同体に関する書類
 - (ア) 共同体の構成員及び代表法人等を明らかにした書類
 - (イ) 共同体の協定書
 - (ウ) 共同体の役割分担、業務実施体制等を明らかにした書類
 - (エ) 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
 - (オ) 共同体による申請にあたっての誓約書(様式第5号の2)

- (カ) 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状
- ・ 共同体により申請する場合には、上記提出書類のうち、ウにあっては構成員ごと に、ア、イ及びエにあっては共同体全体について作成してください。

② 申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「納税証明書」及び「法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県危機管理局消防課消防係

 $\mp 930 - 8501$

富山市新総曲輪1-7

電話:076-444-3188 電子メール:ashoboka@pref.tovama.lg.jp

- ③ 申請書提出期間
 - ・令和6年9月26日(木)から令和6年10月3日(木)(午前8時30分から正午まで 及び午後1時から午後5時15分まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。)
 - ・郵送の場合は、郵便書留により令和6年10月3日(木)17時15分までに必着
- ④ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただ し、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用でき るものとします。

(指定定管理候補者の選定後の著作権)

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権 法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰 属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

- ⑤ 共同体による申請
 - ・複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。
 - ・共同体の構成員は富山県広域消防防災センター(四季防災館)の指定管理者の募集 に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で当該施設の指定管理者の 募集に申請を行うことはできません。

⑥ その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 質疑応答

- ①質問·回答方法
 - 質問は、次の質問受付期間内にFAX又は電子メールにより、提出してください。
 - ・質問事項の他に申請団体名(共同体による申請の場合は代表者名)、申請団体の所在 地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
 - ・回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答 をFAX又は電子メールで連絡します。
- ③質問への回答日 令和6年9月18日(水)

(4) 説明会の開催について

- ① 日時 令和6年9月2日(月) 午後3時から午後4時
- ② 場所 富山県広域消防防災センター 第1会議室(富山市惣在寺1090-1)
- ③ 参加申込み

令和6年8月27日(火)までに、説明会参加申込書(様式第6号)を電子メールで富山県危機管理局消防課に提出してください。

電子メールアドレス: ashoboka@pref. toyama. lg. jp

- ④ 留意事項
 - ・ <u>申請するには、(3)の説明会に必ず参加する必要があります</u>。((3)の説明会では、 法人等からの参加者であることを確認できるもの(会社の身分証明書等)の提示を求 めます。)
 - ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
 - 説明会への参加者は1法人等につき2名までとします。
 - 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 現地説明会の開催について

- ① 日時 令和6年9月2日(月)午後1時30分から午後2時30分まで ※ 午後1時15分までに富山県広域消防防災センター 第1会議室にお集まりください。
- ② 留意事項
 - ・ 現地説明会への参加者は、1法人等につき2名までとします。
 - ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(6) 審査方法及び審査基準

- ① 審査方法
 - ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県広域消防防災センター(四季防

災館)指定管理候補者選定委員会」において行います。

・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容(企画提案)についてのプレゼンテーションにより行います。(パワーポイントの使用も可。)なお、審査には1申請者について3名まで出席できることとします。

<パワーポイントを使用する場合の留意事項>

※ プロジェクター (ウィンドウズ対応)、スクリーン及びパソコン (パワーポイントのバージョンは 2013) は準備いたしますので、USBメモリ等を持参してください。

なお、操作の不具合等に備え、念のため、申請者所有のパソコン(RGB端子を有するもの)を準備していただくようお願いします。

- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考(二次審査)を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配 点 ウエイト
1 県民の平等な利用	・平等な利用を妨げる管理運営がなさ	平等利用が確
の確保(手続条例第4	れる恐れの有無	保されない場
条第1号)		合は選定しま
		せん。
2 公の施設の効用の	a 施設の設置目的の達成方法及び管理	
最大限の発揮(手続条	方針	
例第4条第2号)	b サービスの向上を図るための具体的	
	手法及び期待される効果	
	※DXによるサービスの向上が工夫	
	されているか	6 0 %
	※利用者に対して適切な言葉遣いや	0 0 /6
	態度、マナーが徹底され、質の高い	
	サービスを実現できる内容となって	
	いるか。	
	c 利用の増加を図るための具体的手法	
	及び期待される効果	

3 施設の効率的な管理(手続条例第4条第 2号)	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点20 =17.777 ⇒ 17.8	20%
4 公の施設の管理を	a 安定的な運営が可能な人員体制	
適正かつ確実に行う ための財産的基礎及 び人的構成(手続条例 第4条第3号)	b 安定的な運営が可能な財産的基盤 指定管理業務を安定確実に行うだけの最 低限の経営基盤を有しているか ※1 指定期間内の安定的な事業継続が可能な 資金計画となっているか	20%
숨 計		100%

※1 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本 金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とする。

③ 審查結果

- ・ 審査結果については、二次審査(一次審査が行われた場合は、一次審査と二次 審査それぞれ)が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目:二次審査の審査結果表>

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ノに記載りるち	日,一次曾且	7) 番 且 柏 木 孜 /		
審査項目	1	2	3	4	合計
	県民の平等な	施設の効用の	施設の効率的	公の施設の管理を適	
	利用の確保	最大限の発揮	な管理	正かつ確実に行うた	
				めの財産的基礎及び	
申請者				人的構成	
(株)○○社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予	予定者:㈱○○○(
(强定理由)					

・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づ

いて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との 協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ①指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ②指定管理者が行う管理の基準
 - ③権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤事業報告等に関する事項
 - ⑥県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑦指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑧指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑨指定管理者の損害賠償義務
 - ⑩管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑪管理の業務に関する情報公開に関する事項
 - ⑫指定管理者の名称等の変更の届出
 - ③その他、必要と認める事項

<u>D</u> その他

(1) スケジュール

時 期	内 容
7月29日 (月)	募集要項等の公表
7月29日(月)~8月5日(月)	募集要項の配布
9月2日 (月)	説明会、現地説明会の開催
9月5日(木)~9月11日(水)	質問の受付
9月18日 (水)	質問への回答
9月26日(木)~10月3日(木)	申請書受付期間
11 月上旬	選定結果の公表
	指定管理候補予定者との協議
11 月議会	指定管理者指定の議決
	指定管理者の指定
	指定管理者との協定書の締結
令和7年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、

円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者募集要項
- ② 申請様式一式
- ③ 施設設備の維持管理業務に係る責任分担
- ④ 富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者業務仕様書
- ⑤ 四季防災館 「配置図」、「パンフレット」及び「備品一覧表」
- ⑥ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先

富山県危機管理局消防課消防係(事務担当:大野)

TEL: 076-444-3188 FAX: 076-432-0657

E-Mail: takuro.ono@pref.toyama.lg.jp

富山県広域消防防災センター(四季防災館)施設設備の維持管理業務に係る責任分担

	指定管理者	県	備考
1 消防学校と共通して管理するもの			
(1)施設警備	Ο	•	
(2)法定保守点検設備			
•非常放送設備	0	•	年2回
·自動火災報知機、防火防炎設備、 火災通報設備、屋内外消火栓設備	0	•	年1回
・エレベータ	Δ	A	定期点検 1回/3ヶ月 遠隔点検 1回/1ヶ月
(3)ガスヒートポンプ室外機の保守点検	Ο	•	年1回
(4)自動ドアの保守点検	Δ	A	年4回
2 指定管理者が単独で管理するもの			
(1)定期清掃		•	
(2)展示装置等保守点検			地震体験 年2回 雪崩体験 年1回 風雨災害 年2回 流水体験 年2回 初期消火体験 年1回 煙体験 年1回

(注)

【県でまとめて発注し、県が負担するケース】

- 〇・・・ 指定管理者は、四季防災館に係る維持管理業務の検収報告書を消防学校に提出する。 (指定管理料への積算は不要です。)
- ●・・・・県において、四季防災館及び消防学校に係る維持管理業務をまとめて委託業者に発注し、 維持管理に要する経費は、県が直接、委託業者に支払う。

【県でまとめて発注し、県と指定管理者がそれぞれ負担するケース】

- △···指定管理者は、四季防災館の維持管理に要する経費を消防学校に支払う。 (指定管理料への積算は必要です。)
- ▲・・・・県において、四季防災館及び消防学校に係る維持管理業務をまとめて委託業者に発注し、 維持管理に要する経費は、県が、県負担分と指定管理者負担分を合わせて、委託業者に支払う。

【県と指定管理者がそれぞれで発注し、それぞれで負担するケース】

- □・・・指定管理者が、維持管理業者と契約し、四季防災館の維持管理に要する経費を、直接、委託 業者に支払う。(指定管理料への積算が必要です。)
- ■・・・県が、維持管理業者と契約し、消防学校の維持管理に要する経費を、直接、委託業者に支払う。

富山県広域消防災センター (四季防災館)指定管理者業務仕様書

令和6年7月

富山県危機管理局消防課

富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者業務仕様書

1 目的

本仕様書は、富山県広域消防防災センター(四季防災館)(以下「四季防災館」という。)の指 定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とする。

2 管理方針

(1) 基本方針

四季防災館は、自主防災組織、防災関係者の研修、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会の形成に資することを目的としている。 指定管理者は自らのノウハウを発揮し、適正な管理を行うとともに、利用者へのサービス の質の向上をより一層図るものとする。

(2) 維持管理方針・運営管理方針

施設の特性や基本方針等をふまえ適切な管理を行う。

- ① 施設、設備については、位置、機能及び特性を充分に把握したうえで、その機能を充分 発揮させるとともに、利用者が快適かつ安全に利用できるよう適時適正な維持管理、保守 点検等を行う。
- ② 多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望等を聴取し、管理に反映させるほか、情報の発信にも努める。
- ③ 施設の維持管理や運営管理を通じて、防災教育等に寄与する活動を推進する。
- ④ 常に施設利用の促進に努めるとともに、運営管理にあたっては、特に地域や関係団体、 利用者団体等との協調・連携を図る。

3 管理体制

(1) 職員の配置

- ・ 施設の責任者として館長1名を配置すること。
- ・ 解説員には、四季防災館の設置目的を達成するために必要な知識を有する者等を配置すること。
- その他四季防災館の管理運営に必要な職員を置くことができること。
- ・ 職員の配置及び勤務形態は、労働基準法を遵守し、利用者の安全性の確保を念頭に置いて、施設の運営に支障が無いように定めること。
- ・ 実績を基に来客を適切に予測し、柔軟な人員配置や柔軟な働き方を徹底すること。

(2) 職員への研修

・ 職員に対して、職員の資質及び利用者へのサービスが向上するよう必要な研修を実施 すること。

4 業務内容

(1)維持管理業務

- ① 清掃管理業務
 - ・ 施設の清掃、ゴミの集積・運搬及び処分を行うこと。
- ② 施設、設備管理業務
 - ・ 施設の不具合や劣化等について保守・点検を行うこと。
 - ・ 設備の運転・監視、保守・点検を行うこと。

なお、施設設備の運転に支障をきたす事態が生じる、あるいは支障をきたすことが 予想される事態が生じた場合は、この業務仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な 処置を講じること。

・ 四季防災館以外の広域消防防災センター施設(以下、「その他センター施設」という。)の休業日となる土・日・祝日において、その他センター施設の研修室等を利用する場合には、広域消防防災センター職員の指示のもと、開錠・施錠など必要な施設管理を行うこと。

③ 備品の管理・購入業務

- ・ 使用する県の備品が適切な状態で保持されるよう、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ・ 備品を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用 負担により実施すること。

(以下「富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者募集要項」 B 募集に関する事項 2の(5)③より抜粋)

- ・ 公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。)については、必要性等を勘案し、原則として県において購入します。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度県に報告するものとします。

④ 修繕業務

ア 応急的な修繕

(ア) 四季防災館における施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合などで、安全 又は管理上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積 作成等を行い、県と協議すること。

ただし、1件100万円未満の修繕で、構造や仕様の変更を伴わない原型復旧の ための修繕については、県への協議を要せず、県へ連絡のうえ早急に実施すること。

- (4) (7)の協議を基に、県及び指定管理者は、次の(ウ)の区分により、修繕を実施する。
- (ウ) 1件100万円未満の修繕については、修繕費の上限額の範囲内において指定管理者が早急に実施することとし、1件100万円を超える修繕については、原則、県が実施する。

イ 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして 蓄積するため、修繕台帳を作成し、記帳すること。

なお、修繕台帳に記帳する際には、併せて修繕箇所の写真を残すように努めること。 また、修繕台帳の写し、設計書、写真等については、事業報告書の提出とあわせて、 県に提出すること。

(以下「富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者募集要項」B 募集に関する事項 2の(5)③より抜粋)

・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕について は、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

年度	R7 年度	
修繕費の上限額	206 千円	

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。なお、修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件 100 万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理 上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものにつ いては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担 します。

(2) 運営管理業務

① 利用案内·利用補助業務

ア 施設利用の案内

窓口等において、適切な言葉遣いや態度、マナーを徹底し、利用者に施設全般にわたり、適切に分かりやすく説明するほか、施設の利用方法、禁止行為、利用制限等についても十

分説明すること。

また、施設の利用者がその施設を、適切・安全に利用できるよう、道具・備品の出し入れなど利用に際し必要となる補助を行うこと。

② 施設の利用承認業務

施設の利用予約を受け付け、調整のうえ、利用承認を行うこと。なお、施設を本来の利用 目的以外の目的で利用する申請があった場合、その承認にあたっては県と協議すること。

③ 利用者等への対応業務

ア 利用者からの意見、視察等への対応

- ・ 施設の管理に係る意見や苦情に対し、必要に応じて県と協議する等して適切に対応する こと。
- ・ 利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施し、意見を積極的に取り入れること。
- ・ 施設の管理についての問い合わせ、施設の視察者に対しては、適切に対応すること。

イ 地域住民等との調整

イベントの開催や通常の利用においては、施設周辺の住民や地域の団体に迷惑がかからないよう事前に調整し、利用者団体とも連携し、融和を図りながら運営すること。

④ 利用促進業務

施設の利用者の増加、満足度を高めるため、次の事項を積極的に行うこととし、その内容を 提案すること。

- 新たな取組みを実践すること。
- ・ 施設に関する情報について、パンフレット、チラシ、広報誌、ホームページ等への掲載、 メディアの活用等により適宜広報・宣伝すること。
- SNS を活用し、より多くの県民に四季防災館を知ってもらう機会を創出すること。
- ・ より多くの施設との連携協力を実施する等の PR を積極的に行うこと。 なお、報道機関の取材に対しては快く応じること。

(3) その他

① 事故、災害時の対応業務

- ・ 事故、災害など緊急事態が発生した場合は、関係機関(警察、消防等)への連絡や県に 対する報告などの情報伝達を状況に応じて迅速かつ的確に行うとともに、被害者の救済、 保護などの応急措置を適切に講じることができる体制を整備すること。
- 四季防災館の開館時間内において、その利用者及び広域消防防災センターの施設・設備

に被害が生じる災害が発生した場合は、広域消防防災センター職員の協力のもと、利用者の安全確保を第一に、必要な災害対応業務に当たること。

② 県及び指定管理者の協議・連携業務

県から、施設の管理や原状等に関する調査、県が事務上必要とする資料の提出等の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

③ 保険加入

指定管理者は、指定管理業務における瑕疵等による第三者への補償を担保するため、指定の 期間中、次の保険契約を締結すること。

なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

• 施設賠償責任保険

補償額-対人賠償:1名あたり1億円以上、1事故あたり3億円以上

対物賠償:1事故あたり2千万円以上

免責金額一なし

・ レジャーサービス施設費用保険

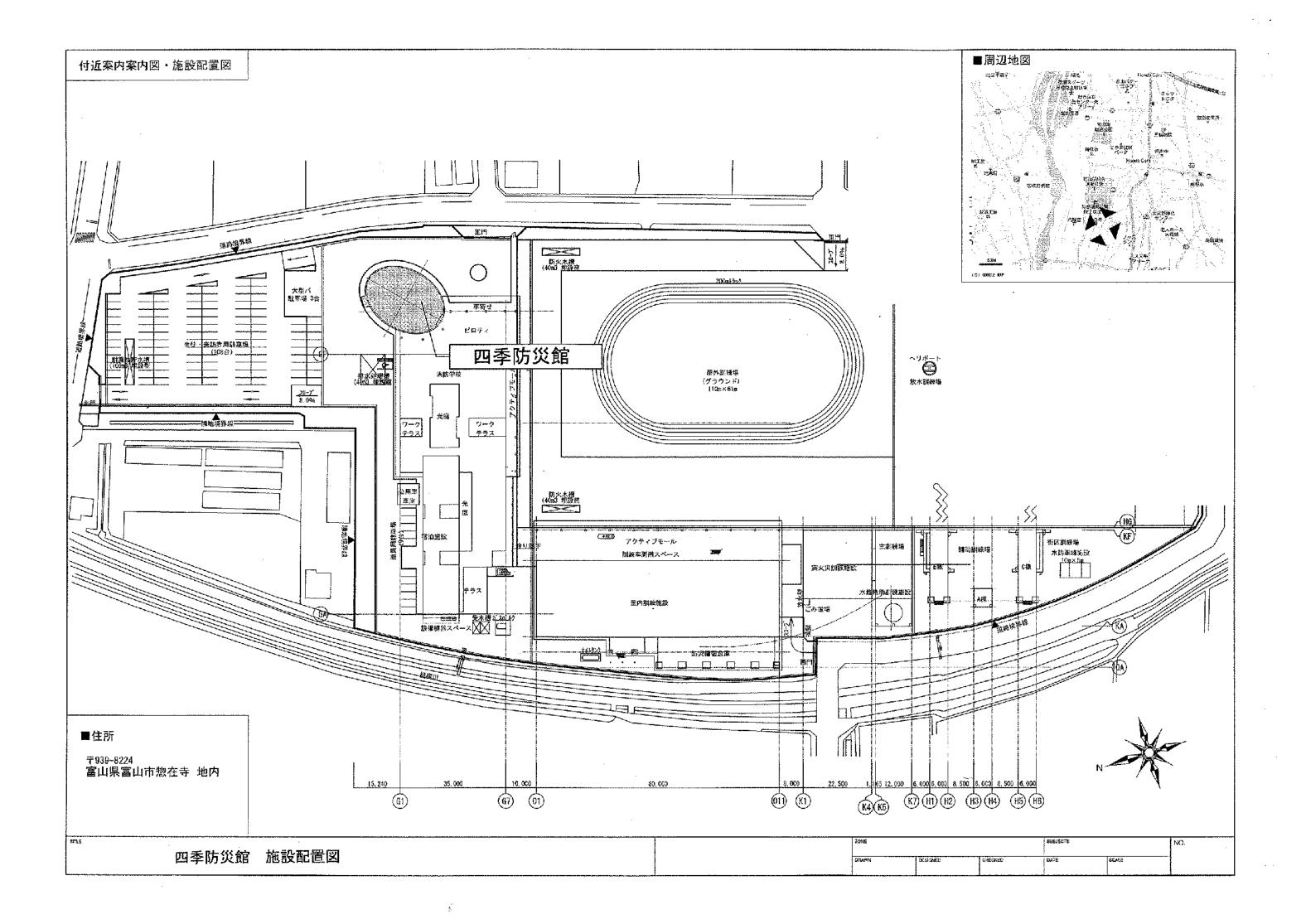
不測の事態により利用者が転倒した場合等、偶然の事故により利用者が怪我をした場合など、被保険者の賠償責任がなくても補償される保険に加入すること。

・ ボランティア保険

施設案内や展示物の解説等のボランティアを行う「消防ボランティアガイド」の活動中のさまざまな事故による怪我や損害賠償責任を補償する保険に加入すること。

④ その他

この仕様書に定めのない事項で、施設の管理にあたり必要な業務について、柔軟かつ誠実に 対応を行うこと。





体験型学習施設 四季防災館

富山県広域消防防災センター内

富山防災シアター



・幅 7.7m の大型スクリーンで津波・土砂災害を体感し、 発生メカニズムを学ぶことができる映像などの視聴が

119番通報体験



- 事故、災害等の 119 番通報を、映像を見
- ながら体験できます。 ・携帯電話、固定電話、公衆電話による通 報体験が可能です。

地震体験

消防の歴史

高齢者等 助け合い体験

富山の四季と地形

・富山県の地形模型と映像を組み合わせて、

富山特有の災害が四季の気候と地形に由

来することをダイナミックに表現してい

富山防災シアター

高齢者等助け合い体験



災害時に要援護者となりやすい、高齢者、障害者等に 対する支援活動について体験を通じて学習できます。

山地災害と山岳救助



・消防防災ヘリ「とやま」を紹介します。

シンボル映像



- ・吹き抜け空間に、大型の映像スクリーンが配置され、 本施設のシンボル映像が展開します。
- ・富山の四季をイメージさせる美しい環境映像です。

地震体験



- ・地震の揺れを3次元に動く震動装置でリアルに体験できます。
 - ・震度や加速度等のデータおよび地震波の波形が表示されます。

初期清火体髓

パノラマ・ラウンジ

立山の雄大な景観

・立山の雄大な姿を一望できます。



- 立山を一望できる空間が開放され、休憩や来館者同士のコミュニケーションを
- 図る場として活用できます。
 自主防災組織の図上訓練、子どもたちの防災ゲームなどのワークショップ、 多様なイベントが予定されています。



·訓練用人形、AED等を使って、心肺蘇生、 やけどや骨折時の応急処置などが体験でき ます。(希望される場合は、事前にお問い あわせ下さい。)



・富山県の歴史は水害と治水の歴史といって も過言ではなく、その苦難の歴史を年表と写真でたどります。

初期消火体験



- ・映像スクリーンの火災に向けて放水。正しく放水を続けると映像が変化して消火が成功します。 ・正しい消火行動を学ぶことができます。



・ホテルなど居室での火災発生を想定し、非常ベルが鳴るなどの 演出を交えて、煙の中を避難する体験ができます。

應急救護体験



利雪の取組みについて紹介しています。

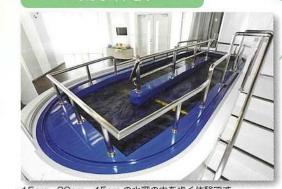


・富山湾特有の高波「寄り回 り波」が引き起こす災害の 恐ろしさを、大型映像シス テムを用いて迫力ある映像

風雨災害体験



・室内で豪雨と暴風を模擬体験できます。両方の同時体験も



15cm、30cm、45cmの水深の中を歩く体験です。

・水深によって歩きづらさが変わります。

電山と雪

建图图



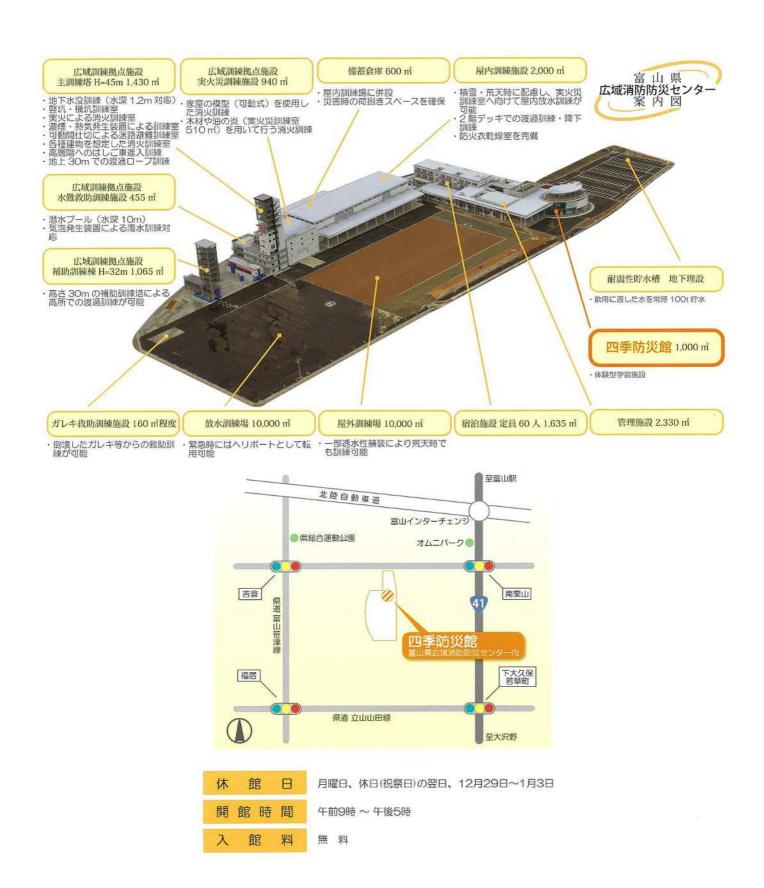
・富山県内の局地風(井波風、あいの風など) の特徴等を解説し、被害防止のための心 得を紹介しています。

防災館のご案内

四季防災館は、災害を四季という自然のサイクルの中でとらえ、克服に 向けた先人たちの努力を学ぶことができる、体験型学習施設です。



・雪崩現象を模擬的に再現する装置で、雪崩 の発生の様子を紹介しています。



体験型学習施設 四季防災館

〒939-8241 富山市惣在寺 1090-1 TEL. 076-429-9916 FAX. 076-429-9917 備品一覧表

<u>備品一覧表</u>	品目	数量	備考
一般備品	нн Н	<u> </u>	mm .d
/JX //M 11	電話機	6台	外線3,内線3
	P C		他 2 台(シアター, 3階)
	シュレッダー	1台	
	トランシーバまたはPHS	10台	
	事務机	7台	
	事務用椅子	7 脚	
	キャビネット	2台	
	傘立て (スタッフ用)	1個	
	長テーブル	3台	
	椅子		パイプ椅子
	ベルトパーテーション	12本	
	ホワイトボード(通常・月間予定表)	2台	
	金庫	1台	
	テレビ	1台	
	DVDデッキ	1台	
	冷蔵庫	1台	
	食器棚	1台	
	電気ポット		講座用5台
	電子レンジ	1台	
	茶器セット	1式	
	台所用品	1式	
	車いす	3台	
	AED	1台	
	簡易ベット	2台	
	枕、毛布	1式	
	懐中電灯	3台	
	ヘルメット	5 個	
	救急箱	1 式	
	掛け時計	1台	
	ラミネーター	1台	
	文房具(電卓、はさみ、カッター、パンチ等)	1 式	
	名札	20個	
	清掃用具(1式)	1 式	
	清掃用具用ロッカー	1台	
	ゴミ箱	5 個	
	フロアマット	1 式	
運営備品			
	受付 カウンター	1 個	
	受付用イス	1 脚	
	富山防災シアター 市販ソフト		DVD
	ベンチイス(大)	4 台	
	ベンチイス(中)	5台	
	地域防災活動 マイクセット	1式	
	共通 体験用イス		全部で30~40脚
	風雨災害・流水体験 乾燥機	1台	
	ゴーグル	50個	
	初期消火体験 水切りワイパー	2本	
	防災ライブラリィ 閲覧図書	1式	

公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度の導入に伴い、県の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除に関し必要な措置を講ずるための体制を確立し、もって公の施設の適正な管理の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 排除措置の対象者、該当事項及び内容

- 1 県の公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとし、又は当該指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者等」という。)、指定管理者等の代表者等(株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)又は指定管理者等の被用者(代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、県は、その排除のため必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団関係者である場合
 - (2) 暴力団関係者を利用した場合
 - (3) いかなる名目をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品 その他の財産上の利益を与えた場合
 - (4) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している 場合
- 2 1の「必要な措置」は、次の表のとおりとし、同表の該当事項の欄に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ同表の措置内容の欄に記載する措置を講ずるものとする。

該当事項	措置内容		
	指定管理候補者選定時	指定管理者指定後	
(1)ア 1の(1)に指定管理者等	指定管理候補者とし	指定の取消し	
の代表者等が該当する場合	て不選定		
イ 1の(1)に指定管理者等	必要な指示又は指定	必要な指示、管理	
の被用者が該当する場合	管理候補者として不選	業務の停止又は指定	
(2) 1の(2)に該当する場合	定	の取消し	
(3) 1の(3)に該当する場合			
(4) 1の(4)に該当する場合			

第3 第2に定める事項の運用基準

- 1 「法人等の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - (1) 出資者として事実上経営を支配していると認められる者
 - (2) 顧問、相談役等の肩書きを持つ等経営に関与していると認められる者
 - (3) その他経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 「暴力団関係者」とは、次のものをいう。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者

- (3) (1)又は(2)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- 3 「暴力団関係者を利用した場合」とは、次の場合をいう。
 - (1) 指定管理者の選定に当たり、暴力団関係者を利用して、自らの団体等が有利となるよう他の団体等を妨害した場合
 - (2) 暴力団関係者を利用して、特定の団体等を再委託者として使用するように強要した場合
 - (3) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債権の放棄又は不当な値引きを強要した場合
 - (4) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債務の履行を強要した場合
 - (5) 暴力団関係者に紛争等の解決を依頼した場合
 - (6) その他自ら若しくは第三者が不正な利益を得、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団関係者を利用した場合
- 4 「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合」とは、次のような場合をいう。 この場合において、「与えた」とは、自発的に行う場合をいい、脅迫によるものは 含めないものとする。
 - (1) 用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合
 - (2) 暴力団関係者が行う冠婚葬祭等社会的儀礼行為、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理事」や諸行事にいかなる名目であれ、資金的援助をした場合又は祝い金等の金銭や物品を供与し、若しくは建物、駐車場等を供与した場合
 - (3) 暴力団関係者に対し、その事業の遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等又はその者の住居の用に供する建物を提供し、貸与し、支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合
 - (4) 暴力団関係者を業務の再委託者又は資材等の納入者として使用した場合
- 5 「暴力団関係者との密接な交際関係」とは、次のような交際関係にあることをい う。この場合において、当該交際関係の認定に当たっては、その頻度、範囲等、当 該交際関係にあることの正当な理由及び暴力団関係者であることの認識の有無を 総合的に勘案するものとする。
 - (1) 暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交遊をすること。
 - (2) 暴力団関係者との旅行に同行すること。
 - (3) 暴力団関係者と飲食を共にすること。
 - (4) 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること又は自ら主催する冠婚葬祭等の行事に暴力団関係者を招聘すること。
 - (5) 暴力団事務所若しくは暴力団関係者宅に出入りすること又は指定管理者等の 事務所若しくは指定管理者等の代表者等若しくは指定管理者等の被用者の自宅 に暴力団関係者が出入りすること。
 - (6) 暴力団関係者の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織の会員になること 又はその顧問等に名を連ねること。

附則

この要領は、平成18年11月14日から施行する。